

令和二年九月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	1
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	2
新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例	3
島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例	4
島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	4

令和2年9月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第113号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、個人番号の利用範囲について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 次に掲げる県の執行機関が行う次に掲げる事務を個人番号を利用することができる事務に追加すること。

執行機関	事 務
知事	私立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務
教育委員会	県立の高等学校の専攻科の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務
教育委員会	国立又は公立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務

(2) 次に掲げる県の執行機関は、次に掲げる事務を処理するために必要な限度で、次に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができること。

執行機関	事 務	特定個人情報
知事	私立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報（以下「就学支援金関係情

教育委員会	県立の高等学校の専攻科の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務	報」という。) 就学支援金関係情報並びに独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する情報
教育委員会	国立又は公立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務	就学支援金関係情報

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

第114号議案

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

第113号議案による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正及び肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴い、住民基本台帳ネットワークシステムを使用した都道府県知事保存本人確認情報の利用又は提供に係る事務について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 次に掲げる事務を知事又は知事以外の執行機関が都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務に追加すること。

ア 私立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務

イ 県立の高等学校の専攻科の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務

ウ 国立又は公立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務

(2) 引用する法律の題名の改正

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。ただし、2の(2)については、令和2年12月1日から施行する。

第115号議案

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例

1 提案理由

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、教職員の特殊勤務手当について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) この条例は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下「教職員」という。）の特殊勤務手当の種類、支給される教職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものであること。

(2) 教職員が、学校若しくは寄宿舍（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者が在籍、居住又は勤務するものに限る。）又はこれらに準ずる区域として教育委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から幼児、児童又は生徒の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって教育委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫作業等従事手当を支給すること。

(3) (2)の手当の額は、1日につき、4,000円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額とすること。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

第116号議案

島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例

1 提案理由

養成部門に10月入学の1年制の課程を新設することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 卒業月分の授業料については、卒業月の前月の1日から同月末日までに納付しなければならないこと。
- (2) 卒業月分の授業料を納付した者が卒業月前に在学しないこととなった場合における卒業月分の授業料は、還付すること。
- (3) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第117号議案

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

隠岐大峯山風力発電所を民間企業に譲渡するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

発電所の廃止

名 称	最 大 出 力
隠岐大峯山風力発電所	1,200キロワット

3 施行期日等

公布の日から施行し、規則で定める日から適用する。